

令和8年熊本地震で被災した 家屋等の解体・撤去について

— 公費解体・自費解体 申請のご案内 —

令和8年熊本地震で壊れた家屋等を、市が解体・撤去します
ご自分で解体する方も、費用が戻ります（全額とは限りません）

対象となる方

＜以下の条件をすべて満たしている方＞

1. り災証明書で半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の被害と判定された住家の所有者、または、被災証明書で半壊以上の被害と判定された非住家の所有者
2. 令和8年7月28日時点において、当該家屋等の所有者である方

対象となる建物

住家（お住まいの家）



非住家（空き家・店舗・倉庫等）



※非住家は被災証明書に加えて市の判定が必要です

対象範囲

倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等の全体が対象です。一部だけの撤去はできません。塀・よう壁・樹木等は原則対象外です。

※解体工事の支障となる場合は撤去することがあります（原型復旧は不可）。

物置・倉庫など基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

【参考】
公費解体対象建造物等イメージ

ブロック塀

基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

ソーラーパネル・アンテナ

家屋と一体的に撤去可能。使用継続する場合は所有者が取り外し保管をしておいてください。

庭木・庭石

基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

よう壁

基本的に対象外。

大型給湯器

家屋と一体的に撤去可能。

カーポート・車庫

基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

浄化槽・便槽

家屋と一体的に解体する場合のみ撤去可能。（管は撤去しない）災害以前に使用を中止し、埋設されているものは対象外です。客土はしません。

公費解体 自費解体 について

公費解体

申請に基づき、市が家屋等を解体するもの

- 原則、費用負担が発生しない
- △ 解体が申請後になるため時間がかかる

自費解体

自ら負担した解体費用を市が払い戻すもの

- 解体を迅速に行える
- △ 全額が払い戻されない場合がある

どちらかの
方法が
選べます



進め方については裏面へ

申請をご検討の方に行っていただくこと

1

予約する (Web または 電話)



申請には予約が必要です。

ご相談のみのご予約も
承ります。
お気軽にご予約下さい。

予約方法

Web予約 9/18(金)～

<https://logoform.jp/form/zis6/1760174>

電話予約 9/24(木)9:00～

☎ 0965-37-7550



予約フォーム

2

書類をそろえる



り災・被災証明書(写し)
と申請様式を準備します。

ご相談のみの方は、
不要です。

申請様式の入手方法

- 八代市役所 本庁舎
- 千丁支所 ■ 鏡支所
- 八代市環境センター
(エコエイトやつしろ)管理棟

※市ホームページからもダウンロードできます



市のホームページ

3

予約した日時に、 窓口で申請・相談 する



受付は対面のみです。

申請の受付期間・場所

申請受付 9/28(月)～3/31(水)

申請場所 八代市環境センター
(エコエイトやつしろ)

八代市港町299番地 管理棟2階

お手続きは、次のような流れで進みます

公費解体



事前予約



対面申請



現地立ち会い



解体実施



工事完了

自費解体



まずは
市に相談 ※



被災程度の確認
見積・契約
工事発注



工事完了
申請書類の準備



市へ申請予約
対面申請



審査・償還額決定
市へ請求書提出
費用償還

※費用の払い戻しには、いくつかの条件があります。(例)被災証明(非住家)の場合は、市の現地調査による対象可否の判定が必要です。解体を進める前に、まずは市にご相談ください。

お問合せ
はこちら

八代市公費解体予約・問合せ専用窓口

☎ 0965-37-7550

平日(開庁日) 9:00～17:00

＜特別開設日＞

令和8年10月4日(日)、11日(日)、18日(日)、25日(日)

※窓口営業の曜日や時間帯は、市のホームページやSNSにて、
最新情報をご確認ください

詳しい内容は、
市のホームページで
ご確認ください

<https://www.city.yatsu-shiro.lg.jp/kiji00327083/index.html>



市のホームページ